

特定非営利活動法人那須高原自然学校 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人那須高原自然学校（以下、当法人）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するために必要な事項を定め、それによって公正で、開かれた活動を推進することを目的とする 情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

(公開情報の管理)

第2条 当法人の情報公開に関する事務は、事務局 責任者 が管理監督する。

(情報公開の対象とする資料及び事務の整備)

第3条 当法人は、法人事務所に常時備え置き閲覧に供する資料及び情報公開に関する事務を整える。

(情報公開の方法)

第4条 当法人は、情報公開の対象に応じ、公表、当団体事務所での閲覧・写し、並びにインターネットの方法により行うものとする。

(事務所備え置きの書類)

第5条 事務所備え置きの対象とする書類は、下記のとおりとする。

(1)定款

(2)会員名簿

(3)総会議事録

(4)理事会議事録

(5)貸借対照表、活動計算書及び事業報告書並びにその附属明細書（監査報告を含む。）

(6)財産目録

(7)事業計画書及び収支予算書

(8)会計帳簿又はこれに関する資料

(9)総会における代理権を証明する書面及び議決権行使書面

(10)総会の決議の省略書面

(11)その他法令で定める書類

2 上記のうち 当該書類に含まれる個人情報 は公開対象から除外する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条 当法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、法人事務所とする。

2 閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、当法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第7条 閲覧希望者から第5条1項に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1)様式1に定める閲覧謄写申請書に必要事項の記入を求め、発送、FAX、電子メールのいずれかにより提出を受ける。

(2) 閲覧は、当法人が様式1を受領した日より30日以内に行うこととする。

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事が理事会の議決を経てこれを定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

令和3年4月1日から施行する。

申請日 令和 年 月 日

閲覧（謄写）申請書

特定非営利活動法人那須高原自然学校
理事長 真山 高士 殿

申請者
申請者住所
〒
電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的にしたがって閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

1. 閲覧希望日 令和 年 月 日
2. 閲覧対象書類（別表1より番号を選択）
3. 閲覧（謄写）の目的